

愛知黎明高等学校後援会会則

<名称>

第1条 本会は愛知黎明高等学校後援会と称する。

<趣旨および目的>

第2条 本会は次の事項を趣旨、目的とする。

- ①会員相互が親交を深め今の時代を凝視し明日への指針を求めて行く。
- ②会員相互が有する教育的資源を活用し学校法人愛西学園愛知黎明高等学校（以下学園と総称）が将来に向けて一層発展して行くことに援助、協力する。
- ③学園が蓄積している学術的、文化的、教育的財産を地域社会さらに広く国内外に還元して行くことを支援、援助すると共に会員相互が本会の活動を通して社会に貢献、寄与して行くことを目指す。

<事業>

第3条 本会は第2条の趣旨、目的を達成するため次の事業を行う。

- ①会員が其其の分野での活動を生かしながら学び合い人間的な触れ合いを深める事業。
- ②学園が教育機能を発展充実させ質的に向上して行くための支援、協力活動。
- ③学園が行う地域交流活動を支援、促進するための事業。
- ④学園が行う国際交流活動を支援、促進するための事業。
- ⑤学園および本会の活動を報道するための機関誌、名簿などの発行。
- ⑥その他、会員が第2条の趣旨、目的に沿って活動する事業。

<会員の構成>

第4条 本会は次の中から本会の趣旨、目的に賛同する法人、団体または個人を持って構成する。

- ①学園を支援する法人、団体および個人。
- ②学園が設置する学校の同窓会。
- ③学園が設置する学校のPTAの会員および旧会員。
- ④学園の役員、評議員、教職員および旧役員、旧評議員、旧教職員。

<役員構成>

第5条 本会は次の役員を置く。

会長、副会長（5名以内）、事務局長、監事（2名）。また必要に応じ名誉会長、顧問、相談役を置くことが出来る。

<役員任期>

第6条 役員任期は1年とし再選を妨げない。

<役員会>

第7条 本会は役員会を設ける。

- ①役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、監事によって構成される。
- ②役員会を決定機関とし出席者の過半数を持って議決する。賛否同数の時は議長がこれを決定する。

<会長>

第8条 会長は本会の会務を統括し本会を代表する。この選出は役員会で決定する。

<副会長>

第9条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその役務を代行する。

< 監事 >

第 10 条 監事は業務監査、会計監査に当たる。

< その他の役員 >

第 11 条 名誉会長、会長を除く役員は会長が推薦し役員会の承認を得て決定する。

< 総会 >

第 12 条 本会は次の通り総会を開催する。

- ①定例総会は毎年 1 回会長が招集する。
- ②会長は必要に応じて臨時総会を招集することが出来る。

< 経費および会費 >

第 13 条 本会の諸経費は会費、臨時会費、寄付金および協賛金によるものとする。

- ①年会費は団体会員 2 万円、個人会員 2 千円とする。
- ②会費の前払いについて以下の特割制度を定める。

	5 年会員	10 年会員	永久会員
個人会員	8 千円	1 万 5 千円	3 万円
団体会員	5 万円	10 万円	20 万円

- ③在校生保護者は全日制月額 1 千円、昼間定時制月額 7 百円とし卒業後（全日制看護科 4 年・5 年）の会費は任意とする。

< 会計年度 >

第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

< 会則の変更 >

第 15 条 本会の会則変更は役員会で議決し総会で承認する。

< 事務局 >

第 16 条 本会の事務局は学校法人愛西学園法人本部内に置き、運営、庶務、会計等の事務に当たる。

[付則]

本会則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

[付則]

本会則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。学校名変更により「弥富高等学校後援会会則」を「愛知黎明高等学校後援会会則」と改称する。